

8月1日以降の保険確認について

◆2026年7月31日で従来の健康保険証は廃止されました。

以下のいずれかをお持ちください。

- マイナンバーカード
- 資格確認書
- マイナンバーカード登録がお済みのスマートフォン(iPhone・Android)

※ こども医療・ひとり親家庭等・重度障害者医療費受給者証や、原爆手帳などの医療費助成に係る受給者証は別途ご提示ください。

※上記を持参されず、保険確認ができない場合は一旦10割分をお支払いいただく可能性がございます。

◆マイナ保険証・資格確認書は毎回ご持参をお願いいたします

厚生労働省の指示により、マイナンバーカードは毎回ご持参いただき、受診していただく必要があります。(健康保険法施行規則第53条等)

ご面倒をおかけして申し訳ございませんが、受診の都度、ご提示をお願いいたします。

資格確認書や医療費助成に係る受給者証等も毎回ご提示のご協力をお願いいたします。

みなもと眼科

令和8年8月19日